

バーゼルⅡにおいて利用可能な格付機関の選定について

平成 17 年 3 月 31 日

金 融 庁

新しい自己資本比率規制においては、金融機関は、リスクを算出するに当たって、金融庁が定める格付機関(適格格付機関という)が付与する格付を用いることができます(見直し後規制案第一条第十三号等参照)。

金融庁長官は、以下Ⅰ.の適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めることとします。

また、信用リスクの標準的手法においては、各格付機関の格付とリスク・ウェイトの対応関係を金融庁長官が定める(以下マッピングという。)こととなりますが、その際には、Ⅱ.のマッピングの基準を踏まえて行うこととします(定性的要因その他の要因を考慮しつつ、定量的な基準と整合的なマッピングを行います)。

I. 適格性の基準

1. 客観性の基準

次の要件を満たしていること

- (1) 格付を付与するに当たって厳格かつ体系的な手法を用いていること
- (2) 過去の格付付与の実績に基づき当該手法の検証を行っていること
- (3) 格付の継続的な見直しを行っていること
- (4) 格付を付与する対象者の財務状況の変化に応じて格付を付与又は変更していること

2. 独立性の基準

次の要件を満たしていること

- (1) 独立して格付を付与しており格付に不当に影響を与えうるいかなる圧力からも自由であること
- (2) 格付の付与及び変更にあたって、当該格付機関の取締役等の構成、株主の構成、収益の構成、人事・報酬体系その他の要因により利益相反が生じるおそれがある場合には、これを防止するための適正な措置を講じていること

3. 透明性の基準

次の要件を満たしていること

- (1) 個々の格付の情報を正当な関心を有する国内外の者に対して同じ条件で提供していること
- (2) 格付を付与する手法に関する一般的な情報を公開していること

4. 情報開示の基準

次の情報を公開していること

- (1) デフォルトの定義、格付の対象となる債務の満期又は残存期間の考慮方法及び各格付の定義を含む格付の評価手法
- (2) 格付ごとのデフォルト率の実績
- (3) 格付推移マトリックス(経年での各格付間の発行体の推移状況)

5. 人材及び組織構成の基準

次の事項を可能とするために十分な人材と組織を有していること

- (1) 面会その他の方法により格付を付与する対象者の取締役その他の者から格付を付与するために必要な情報の提供を継続的に受けていること
- (2) 定性的な手法及び定量的な手法を統合した手法に基づき質の高い格付を付与すること

6. 信頼性の基準

次の事項その他により信頼性が確保されていると認められること

- (1) 格付の利用者等から信頼を得ていること
- (2) 機密性を有する情報の不正使用の防止のための内部手続を有していること

II. マッピングの基準

1. 定性的要因その他の要因

- (1) 適格格付機関が格付を付与する対象
- (2) 格付の定義
- (3) デフォルトの定義(「適格格付機関の適格性基準」の「情報開示の基準」にあるデフォルトの定義をいう。)
- (4) その他格付を付与する際に有意と解される要因

2. 定量的な基準

- (1) 適格格付機関の各格付について、3年累積デフォルト率の過去10年間の平均値が次の表に掲げる各格付の基準レベルと概ね適合していること

格付	AAA~AA	A	BBB	BB	C
基準レベル (%)	0.10	0.25	1.00	7.50	20.00

- (注) 表中の格付は例示であり、適格格付機関が例示と異なる格付(符号)を用いることを排除するものではない。

- (2) 適格格付機関の各格付について、直近年の3年累積デフォルト率が次の表に掲げる各格付のモニタリング・レベルを上回っている場合は、その理由が、格付を付与する基準が厳格ではないことに起因するものではないこと

格付	AAA～AA	A	BBB	BB	C
モニタリング・ レベル (%)	0. 80	1. 00	2. 40	11. 00	28. 60

(注) 表中の格付は例示であり、適格格付機関が例示と異なる格付(符号)を用いることを排除するものではない。

- (3) 適格格付機関の各格付について、直近年及びその前年の3年累積デフォルト率が次の表に掲げる各格付のトリガー・レベルを上回っていないこと(当該トリガー・レベルを上回っている理由が一時的なものであって格付を付与する基準が厳格ではないことに起因するものではないと認められる場合を除く。)

格付	AAA～AA	A	BBB	BB	C
トリガー・ レベル (%)	1. 20	1. 30	3. 00	12. 40	35. 00

(注) 表中の格付は例示であり、適格格付機関が例示と異なる格付(符号)を用いることを排除するものではない。

- (4) 格付機関のある格付の3年累積デフォルト率がモニタリング・レベル又はトリガー・レベルを上回ることから、(上記(2)又は(3)に従い)当該ある格付を基準レベルに対応する格付よりも低い格付に対応させた後、3年累積デフォルト率が2年連続でモニタリング・レベル以下に下がった場合には、格付の対応関係について見直すこととする。

(以 上)